



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 土地改良区の定款の変更の認可・2件(村づくり計画課) 1
- 漁業の免許の内容たるべき事項等の事前決定の変更(水産課) 1
- 歳入の収納の事務の委託(中小企業支援課) 2

公 告

- 事後調査報告書の縦覧・2件(道路街路課) 2
- 都市計画の変更の案を作成することについての公聴会の開催(都市計画・モノレール課) 4
- 開発行為に関する工事の完了・5件(南部土木事務所) 4
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告(県立那覇工業高等学校) 5
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定(警察本部地域課) 7

公安委員会事項

- 警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定の実施 7
- 検定合格者審査の実施 9

告 示

沖縄県告示第280号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成30年6月19日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 土地改良区の名称 久米島町具志川土地改良区
- 2 認可年月日 平成30年5月29日

沖縄県告示第281号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成30年6月19日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 土地改良区の名称 石垣島土地改良区
- 2 認可年月日 平成30年5月29日

沖縄県告示第282号

平成30年沖縄県告示第256号(漁業の免許の内容たるべき事項等の事前決定)の一部を次のとおり変更する。

平成30年6月19日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

変更前

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
特区第60号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	今帰仁村字崎山地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度42.021分 経度127度58.165分 点ロ 緯度 26度42.030分 経度127度58.255分 点ハ 緯度 26度41.931分 経度127度58.277分 点ニ 緯度 26度41.922分 経度127度58.183分 点ホ 緯度 26度41.698分 経度127度58.157分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	今帰仁村

変更後

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
特区第60号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	今帰仁村字崎山地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度42.021分 経度127度58.165分 点ロ 緯度 26度42.030分 経度127度58.255分 点ハ 緯度 26度41.931分 経度127度58.277分 点ニ 緯度 26度41.922分 経度127度58.183分 点ホ 緯度 26度41.698分 経度127度58.157分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	今帰仁村

沖縄県告示第283号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成30年6月19日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 委託した収納事務 平成30年度旧中小企業設備近代化資金貸付金の元金償還金及び平成30年度中小企業高度化資金貸付金の元金償還金の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社沖縄債権回収サービス
 - (2) 所在地 那覇市西1丁目19番7号
- 3 委託期間 平成30年4月2日から平成31年3月31日まで

公 告

沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第36条の規定により、事後調査報告書を作成したので、同条例第38条の規定により、次のとおり当該事後調査報告書を縦覧に供する。

平成30年6月19日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称 沖縄県
- (2) 代表者の氏名 沖縄県知事 翁長雄志
- (3) 主たる事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 県道平和の道線（仮称）整備事業
 - (2) 種類 道路の新設及び改築の事業
 - (3) 規模 延長約7,800メートル（取付道路区間延長400メートルを含む。）
- 3 対象事業が実施されるべき区域 糸満市
- 4 事後調査の実施期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- 5 事後調査報告書の縦覧場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
 - ア 沖縄県土木建築部道路街路課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2390
 - イ 沖縄県土木建築部南部土木事務所道路整備班 那覇市旭町116番地37 電話番号098-867-2614
 - ウ 糸満市市民健康部市民生活環境課 糸満市潮崎町一丁目1番地 電話番号098-840-8124
 - (2) 期間 平成30年6月19日から同年7月18日まで（土曜日、日曜日及び休日並びに沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に定める慰霊の日を除く。）
 - (3) 時間 午前9時から午後5時まで
- 6 その他参考となる事項 なし
- 7 この公告及び縦覧に関する問合せ先
 - (1) 沖縄県土木建築部道路街路課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2390
 - (2) 沖縄県土木建築部南部土木事務所道路整備班 那覇市旭町116番地37 電話番号098-867-2614

沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第36条の規定により、事後調査報告書を作成したので、同条例第38条の規定により、次のとおり当該事後調査報告書を縦覧に供する。

平成30年6月19日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 沖縄県
 - (2) 代表者の氏名 沖縄県知事 翁長雄志
 - (3) 主たる事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 主要地方道南風原知念線（地域高規格道路 南部東道路）整備事業
 - (2) 種類 道路の新設及び改築の事業
 - (3) 規模 南風原知念線の本線部の延長8,300メートル
- 3 対象事業が実施されるべき区域 南風原町及び南城市
- 4 事後調査の実施期間 平成28年5月25日から平成29年3月31日まで
- 5 事後調査報告書の縦覧場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
 - ア 沖縄県土木建築部道路街路課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2390
 - イ 沖縄県土木建築部南部土木事務所南部東道路建設現場事務所 南城市大里字仲間1112番2 電話番号098-944-5155
 - ウ 南風原町経済建設部まちづくり振興課 南風原町字兼城686番地 電話番号098-889-4412
 - エ 南城市土木建築部都市建設課 南城市佐敷字新里1870番地 電話番号098-917-5350
 - (2) 期間 平成30年6月19日から同年7月18日まで（土曜日、日曜日及び休日並びに沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に定める慰霊の日を除く。）
 - (3) 時間 午前9時から午後5時まで
- 6 その他参考となる事項 なし
- 7 この公告及び縦覧に関する問合せ先
 - (1) 沖縄県土木建築部道路街路課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2390

(2) 沖縄県土木建築部南部土木事務所南部東道路建設現場事務所 南城市大里字仲間1112番2 電話番号
098-944-5155

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、那覇広域都市計画区域区分の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成30年6月19日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 日時 平成30年7月10日 午後7時開始
- 2 場所 宜野湾市役所3階第3常任委員会室 宜野湾市野嵩一丁目1番1号
- 3 都市計画の変更の案の概要 西普天間住宅地区は、那覇広域都市計画区域において市街化調整区域に区域区分しており、宜野湾市の都市計画と併せて市街化区域への編入を予定しているが、宜野湾市の都市計画に一部変更が生じることから、改めて変更案を作成する。
- 4 意見陳述の申出の方法 公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催の日の1週間前（平成30年7月3日午後5時）までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載した書面を知事に提出すること。
- 5 書面の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課又は宜野湾市建設部都市計画課
- 6 その他 意見陳述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年6月19日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年7月19日 沖縄県指令南土第729号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字阿波根儀保原533番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字兼城348番地の3メゾン花303号 名城和也
- 5 検査済証番号 平成30年4月20日 N第855号
- 6 工事完了年月日 平成30年4月2日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年6月19日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年7月10日 沖縄県指令南土第705号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字当銘当銘原87番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字伊覇260番地1 グランパレ八重瀬 I 1-D 永山達也
- 5 検査済証番号 平成30年4月27日 N第856号
- 6 工事完了年月日 平成30年4月17日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年6月19日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年3月6日 沖縄県指令南土第202号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字潮平前原514番
- 3 公共施設 なし

- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市古波蔵1丁目31番12号403 株式会社BS 代表取締役 高橋五月
- 5 検査済証番号 平成30年4月27日 N第857号
- 6 工事完了年月日 平成30年4月16日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年6月19日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年1月4日 沖縄県指令南土第7号、平成30年5月7日 沖縄県指令南土第540号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字津嘉山1754番1の一部、1763番の一部及び1755番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字津嘉山1665番地1大城アパートA-102号 與座勝行
- 5 検査済証番号 平成30年5月16日 N第858号
- 6 工事完了年月日 平成30年5月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年6月19日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年1月10日 沖縄県指令南土第8号、平成30年5月7日 沖縄県指令南土第541号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字津嘉山1754番1の一部及び1763番の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字津嘉山1665番地1大城アパートA-102号 與座秀行
- 5 検査済証番号 平成30年5月16日 N第859号
- 6 工事完了年月日 平成30年5月10日

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成30年6月19日

沖縄県立那覇工業高等学校長 大 城 栄 三

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量 自動車性能実習装置 一式
 - (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入の期限 平成31年2月22日（金曜日）
 - (4) 納入の場所 沖縄県立那覇工業高等学校自動車科棟
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
 - (1) 時期 この公告の日から平成30年7月17日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日並びに沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に定める慰霊の日（以下「慰霊の日」とい

う。)を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

- (2) 場所 沖縄県立那覇工業高等学校事務室 〒901-2122 浦添市勢理客四丁目22番1号 電話番号098-877-6144

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 この公告の日から平成30年7月17日(火曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日並びに慰霊の日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

- (2) 場所 3(2)の場所

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成30年7月31日(火曜日)午前11時

- (2) 場所 沖縄県立那覇工業高等学校小会議室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時まで3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

- (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
(2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
(3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
(4) 入札書の表記金額を訂正した入札
(5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
(6) 入札条件に違反した入札
(7) 連合その他不正の行為があった入札
(8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から平成30年7月17日(火曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日並びに慰霊の日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県立那覇工業高等学校

- (2) 所在地 〒901-2122 浦添市勢理客四丁目22番1号 電話番号098-877-6144

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語

- (2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。

- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法

ア 期限 平成30年7月30日(月曜日)午後4時

イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県立那覇工業高等学校に提出すること。

- (3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成30年7月3日（火曜日）午後2時

イ 場所 5(2)の場所

- (4) 最低制限価格 設定しない。
 (5) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
 Automotive Performance Training Equipment 1 set
- (2) DELIVERY DUE DATE AND DELIVERY PLACE
 February 22, 2019, Okinawa Prefectural Naha Technical Senior High School
- (3) BIDDING INFORMATIONAL MEETING
 2:00 p.m. July 3, 2018
- (4) DATE FOR BIDS
 11:00 a.m. July 31, 2018
- (5) POINT OF CONTACT
 Okinawa Prefectural Naha Technical Senior High School Office
 4-22-1 Jicchaku, Urasoe-City, Okinawa, Japan, 901-2122
 Telephone 098-877-6144

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成30年6月19日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 沖縄県警察用航空機機体部品（メイン・トランスミッション）一式の修繕 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県警察本部警務部会計課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 平成30年5月10日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 兼松株式会社 東京都港区芝浦一丁目2番1号シーバンスN館
- 5 契約金額 37,778,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第133号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定（以下「検定」という。）を次のとおり実施する。

平成30年6月19日

沖縄県公安委員会

1 検定の種別、級、実施期日及び場所

種別	級	定員	実施期日	場所
交通誘導警備業務	1級	10人	平成30年9月22日（土曜日） 午前10時から午後6時まで	豊見城市字豊崎3番22 沖縄県警察運転免許センター
	2級	10人		

- 2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。
- 3 試験科目

(1) 1級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (7) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 車両等の誘導に関すること。
- (エ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。
- (オ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (7) 車両等の誘導に関すること。
- (イ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 2級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (7) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 車両等の誘導に関すること。
- (エ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (7) 車両等の誘導に関すること。
- (イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 1級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 2級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員

5 受検申請手続

(1) 受付期間 1級及び2級の検定の受付期間及び受付時間は、平成30年7月2日（月曜日）から同月6日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、定員に達した場合は、申請受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 申請に必要な書類

ア 検定申請書 1通

イ 添付書類

- (7) 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面
- (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉
- (ウ) 1級の検定を受検しようとする者にあつては、4(1)のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面

(3) 提出先

ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住所地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）

イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所を管轄する警察署の生活安全課（係）

(4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は、受け付けない。

(5) 検定手数料 手数料14,000円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

6 その他

- (1) 検定当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察運転免許センターで、受付を終えること。
- (2) 検定当日は、受検票、筆記用具及び警笛を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。
- (3) 検定についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号 (098) 862-0110 (内線3032又は3034) 又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課 (係)

沖縄県公安委員会告示第134号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定に基づき、検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成30年6月19日

沖縄県公安委員会

1 審査の種別、級、実施期日及び場所

種別	級	定員	実施期日	場所
空港保安警備業務	1級	10人	平成30年7月27日（金曜日） 午前10時から午後6時まで	那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部8階802会議室
	2級	10人		
施設警備業務	1級	10人		
	2級	10人		
交通誘導警備業務	1級	10人		
	2級	10人		
貴重品運搬警備業務	1級	10人		
	2級	10人		

2 審査対象者 審査は、次の表の左欄に掲げる警備業務及び同表の中欄に掲げる級の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して行う。ただし、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）附則第7条第2項各号に掲げる者を除く。

空港保安警備業務	1級	規則附則第6条第1号に規定する旧1級検定に合格した者
	2級	規則附則第6条第2号に規定する旧1級検定又は旧2級検定に合格した者
施設警備業務	1級	規則附則第6条第3号に規定する旧1級検定に合格した者
	2級	規則附則第6条第4号に規定する旧1級検定又は旧2級検定に合格した者
交通誘導警備業務	1級	規則附則第6条第5号に規定する旧1級検定に合格した者
	2級	規則附則第6条第6号に規定する旧1級検定又は旧2級検定に合格した者
貴重品運搬警備業務	1級	規則附則第6条第9号に規定する旧1級検定に合格した者
	2級	規則附則第6条第10号に規定する旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

3 審査内容 審査は、次の表に掲げる学科試験及び実技試験により判定する。

学科試験	実技試験
------	------

科目	(1) 警備業務に関する基本的な事項 (2) 法令に関する事。 (3) 警備業務の実施に関する事。 (4) 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関する事。	科目	警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関する事。
問題数	10問		

4 審査申請手続

- (1) 受付期間 審査の受付期間及び受付時間は、平成30年7月2日（月曜日）から同月6日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。
- (2) 申請に必要な書類
 - ア 審査申請書 1通
 - イ 添付書類
 - (7) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1葉
 - (8) 旧検定（規則附則第6条各号に規定する検定をいう。）に係る合格証（以下「旧検定合格証」という。）の写し
 - (9) (8)の場合において、申請者が沖縄県公安委員会以外の公安委員会から旧検定合格証の交付を受け、沖縄県内に居住しているときは、住所地を疎明する書面又は警備員として県内の営業所に属することを疎明する書面
- (3) 提出先 申請者の住所地又は申請者が警備員として属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）
- (4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は、受け付けない。
- (5) 審査手数料 手数料4,700円は、沖縄県証紙により、審査申請書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

5 合格者の発表及び成績証明書の交付 合格者の発表は、審査当日、審査場所において行い、同所において、合格者に対する成績証明書（規則第11条に規定するものをいう。）を交付する。

6 その他

- (1) 審査当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察本部8階で、受付を終えること。
- (2) 審査当日は、筆記用具及び旧検定合格証を持参すること。審査の当日に旧検定合格証を持参していない者は、審査を受けられないことがある。
- (3) 審査当日は、沖縄県警察本部への自家用車の乗り入れを禁止する。
- (4) 審査についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号 (098) 862-0110（内線3032又は3034）又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
---------------------------------------------	------------------------------------------